

次世代育成支援対策推進法に関連する株式会社東京ソフール行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しています。

【 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 】

目

標

①

育児・介護休業法のほか「介護有給休暇」制度の利用を促進

<対策>

勤怠管理システムに明示したうえで継続して実施

目

標

②

育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供

<対策>

メール・郵送による情報提供を継続して実施・郵送による情報提供を継続して実施

目

標

③

男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

男性社員への育児休業に関する制度の周知を継続して実施

目

標

④

柔軟な働き方に対応した時差勤務制度の実施

<対策>

勤怠管理システムに明示したうえで継続して実施。時差出勤と半休の併用拡大の周知を継続実施

目

標

⑤

労働者が子供の看護の為にサービスを利用する際に要する費用の援助の実施

<対策>

勤怠管理看護が必要な子供を預かる「病児・病児後保育施設」の利用費を一部負担する福利厚生制度を対象者に周知、継続して実施。システムに明示したうえで継続して実施

目

標

⑥

所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

毎週金曜日の「ノー残業デー」を継続して実施

目

標

⑦

年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

<対策>

未取得者への呼びかけとともに有給休暇取得促進日を継続して実施

目

標

⑧

子どもの健全な育成のための活動支援や地域貢献活動の実施

<対策>

職業体験などを含む会社見学受け入れの実施

東京ソワールは次世代育成支援対策推進法に基づく
厚生労働大臣認定「くるみんマーク」を取得しています。